

坂出市公害防止条例施行規則 別表第3 (第4条関係)

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	午前8時～ 午後7時	朝夕	午前6時～ 午前8時 午後7時～ 午後10時	夜間	午後10時～ 午前6時
第1種区域		50 デシベル		45 デシベル		40 デシベル
第2種区域		55 デシベル		50 デシベル		45 デシベル
第3種区域		65 デシベル		60 デシベル		50 デシベル
第4種区域		70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル

備考

- 1 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
  - (1) 第1種区域＝騒音規制法第4条の規定により、坂出市長が定めた（以下「市長指定」という。）第1種区域をいう。
  - (2) 第2種区域＝市長指定の第2種区域をいう。
  - (3) 第3種区域＝市長指定の第3種区域および市長指定区域以外の区域をいう。
  - (4) 第4種区域＝市長指定の第4種区域をいう。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、工場等の敷地境界線とする。
- 4 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計または国際電気標準会議のPUB179に定める精密騒音計により聴感補正回路A特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、また変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。